

平成24年11月5日
福祉部介護保険課

地域主権改革に伴う介護保険法関係条例の素案について

1 内容

地域主権改革の一環として、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次・第2次一括法)等の制定に伴い、これまで国で定められていた介護保険における指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について、練馬区における基準として定める条例を制定する。

2 条例名

- (1) (仮称)練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等に関する基準条例
- (2) (仮称)練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準条例

3 施行期日

平成25年3月31日(予定)

4 今後の予定

平成24年11月下旬 条例案を平成24年第四回練馬区議会定例会に提案予定

平成25年3月31日 条例施行予定

「(仮称)練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等に関する基準条例(素案)」の概要

1 条例制定の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)」が平成23年5月2日に、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)」が同年6月22日に公布されたことにより、介護保険法が改正されたほか、関連する法令についても改正が行われました。

これらの改正により、従来、国において定められていた指定地域密着型サービスの事業者の指定ならびに事業における人員、設備および運営に関する基準について、区の条例で定めることとされました。これを受け、区として新たにこれらの基準について条例を制定します。

条例制定に当たっては、「従うべき基準」(厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの)、「参酌すべき基準」(厚生労働省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、区ではこれに応じながら、厚生労働省令の基準に即して策定することとします。

2 対象とするサービス

本条例が対象とするサービスは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「複合型サービス」です。

3 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)
- (2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)

4 区の考え方

(1) 「従うべき基準」

必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

ア 従業者に係る基準およびその員数

イ 居室の床面積

- ウ 小規模多機能型居宅介護および認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- エ 利用するまたは入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇および安全の確保ならびに秘密の保持に密接に関連するもの
- オ 申請者の法人格の有無
省令および施行規則で定める基準どおりとします。

(2)「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

- ア 指定地域密着型サービスの事業（小規模多機能型居宅介護および認知症対応型通所介護を除く）に係る利用定員
- イ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の入居定員の基準
省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、省令で定める基準どおりとします。
- ウ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数の基準
練馬区では、既に国の通知に基づき、共同生活住居の数を3まで認めています。これを踏まえ、省令で定める「1又は2」を区の基準では「3以下」とします。

(3)「参酌すべき基準」

地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

- ア 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準のうち、居室の定員の基準
東京都における特別養護老人ホーム等の居室の定員の基準を考慮し、省令では「必要と認められる場合は、2人とすることができる」とされている基準を、区では「必要と認められる場合にあっては2人と、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合にあっては2人以上4人以下とすることができる」とします。
- イ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準のうち、ユニットの入居定員の基準
東京都における特別養護老人ホーム等のユニットの入居定員の基準を考慮し、省令で定める「おおむね10人以下としなければならない」を区の基準では「12人以下としなければならない」とします。
- ウ アおよびイならびに(1)および(2)以外の基準
省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、省令で定める基準どおりとします。

(4)その他いずれの基準によるか示されていないもの

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業に係る入所定員の基準
介護保険法第78条の2第1項に規定する上限の「29人以下」とします。

【主な基準】

項目	条項の概要	基準	条例内容
1 総則	指定地域密着型サービスの事業の一般原則	参酌	省令と同じ
2 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業における入所定員は、29人以下である区で定める数とする		介護保険法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。
3 申請者の法人格の有無に係る基準	指定地域密着型サービス事業の申請者の基準	従う	施行規則と同じ

4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準				
区分	主な項目	主な内容		
		省令	区の考え方	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	従う	・従業者に係る基準および当該従業者の員数	・オペレーター、訪問介護員等、看護職員、理学療法士または作業療法士等、管理者	・省令と同じ
		・利用者の適切な利用、処遇および安全の確保ならびに秘密の保持に密接に関連するもの	・重要事項の説明および同意、提供拒否の禁止、同居家族に対するサービス提供の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応 等	・省令と同じ
	参酌	・設備基準	・必要な広さの区画、設備、備品 等	・省令と同じ
		・運営に関する基準等	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成、勤務体制の確保 等	・省令と同じ

区分	主な項目	主な内容		
		省令	区の考え方	
夜間対応型訪問介護	従う	・従業者に係る基準および当該従業者の員数	・オペレーター、訪問介護員等、管理者	・省令と同じ
		・利用者の適切な利用、処遇および安全の確保ならびに秘密の保持に密接に関連するもの	・重要事項の説明および同意、その他定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準を一部準用	・省令と同じ
	参酌	・設備基準	・必要な広さの区画、設備、備品 等	・省令と同じ
		・運営に関する基準等	・夜間対応型訪問介護計画の作成、勤務体制の確保 等	・省令と同じ
認知症対応型通所介護	従う	・従業者に係る基準および当該従業者の員数	・生活相談員、看護職員または介護職員、機能訓練指導員、管理者	・省令と同じ
		・利用定員	・単独型 1日12人以下、共用型 1日3人以下	・省令と同じ
	参酌	・利用者の適切な利用、処遇および安全の確保ならびに秘密の保持に密接に関連するもの	・重要事項の説明および同意、その他定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準を一部準用	・省令と同じ
		・設備基準	・食堂および機能訓練室（3㎡に利用定員を乗じた面積以上）、静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他必要な設備、備品 等	・省令と同じ
・運営に関する基準等	・認知症対応型通所介護計画の作成、勤務体制の確保 等	・省令と同じ		

区分	主な項目	主な内容		
		省令	区の考え方	
小規模多機能型居宅介護	従う	・従業者に係る基準 および当該従業者 の員数	・介護従業者、看護師または准看護師、 介護支援専門員、管理者、代表 者	・省令と同じ
		・登録定員および利 用定員	・登録定員 25人以下 ・利用定員 通いサービス 登録定員の1/2か ら15人（サテライト型にあっては、 12人）まで 宿泊サービス 通いサービスの利 用定員の1/3から9人（サテライト 型にあっては、6人）まで	・省令と同じ ・省令と同じ
		・設備基準	・宿泊室 ・宿泊室の床面積 7.43m ² 以上	・省令と同じ ・省令と同じ
		・利用者の適切な利 用、処遇および安全 の確保ならびに秘 密の保持に密接に 関連するもの	・重要事項の説明および同意、その 他定期巡回・随時対応型訪問介護看 護の基準を一部準用 ・身体的拘束等の禁止 等	・省令と同じ ・省令と同じ
	参酌	・設備基準	・居間および食堂、台所、浴室、消 火設備その他の非常災害に際して必 要な設備、その他必要な設備、備品 等	・省令と同じ
		・運営に関する基準 等	・小規模多機能型居宅介護計画の作 成 等	・省令と同じ

区分	主な項目	主な内容		
		省令	区の考え方	
認知症対応型共同生活介護	従う	・従業者に係る基準 および当該従業者 の員数	・介護従業者、計画作成担当者、介 護支援専門員、管理者、代表者	・省令と同じ
		・設備基準	・居室 ・居室の床面積 7.43㎡以上	・省令と同じ ・省令と同じ
		・利用者の適切な利 用、処遇および安全 の確保ならびに秘 密の保持に密接に 関連するもの	・重要事項の説明および同意、その 他定期巡回・随時対応型訪問介護看 護の基準を一部準用 ・身体的拘束等の禁止 等	・省令と同じ ・省令と同じ
	標準	・設備基準	・共同生活住居(ユニット)の数 1 または2 ・共同生活住居の入居定員 5人 以上9人以下	・3以下とす る ・省令と同じ
	参酌	・設備基準	・居間、食堂、台所、浴室、消火設 備その他の非常災害に際して必要な 設備、その他必要な設備 ・居室の定員 1人(必要と認めら れる場合2人) 等	・省令と同じ ・省令と同じ
		・運営に関する基準 等	・認知症対応型共同生活介護計画の 作成、勤務体制の確保 等	・省令と同じ

区分	主な項目	主な内容		
		省令	区の考え方	
地域密着型特定施設入居者生活介護	従う	・従業者に係る基準 および当該従業者 の員数	・生活相談員、看護職員または介護 職員、機能訓練指導員、計画作成担 当者、管理者	・省令と同じ
		・利用者の適切な利 用、処遇および安全 の確保ならびに秘 密の保持に密接に 関連するもの	・内容および手続の説明および契約 の締結等、身体拘束等の禁止 等 ・秘密の保持等（定期巡回・随時対 応型訪問介護看護の基準を準用）	・省令と同じ ・省令と同じ
	参酌	・設備基準	・耐火構造、消火設備、避難路確保 等 ・介護居室、一時介護室、浴室、便 所、食堂、機能訓練室 ・居室の定員 1人（必要と認めら れる場合2人） ・消火設備その他の非常災害に際し て必要な設備 等	・省令と同じ ・省令と同じ ・省令と同じ ・省令と同じ
		・運営に関する基準 等	・地域密着型特定施設サービス計画 の作成 勤務体制の確保 等	・省令と同じ

区分	主な項目	主な内容		
		省令	区の考え方	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	従う	・従業者に係る基準 および当該従業者 の員数	・医師、生活相談員、介護職員または看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、管理者	・省令と同じ
		・設備基準	・居室の1人当たりの床面積 10.65㎡以上	・省令と同じ
		・利用者の適切な利用、処遇および安全の確保ならびに秘密の保持に密接に関連するもの	・重要事項の説明および同意、その他定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準を一部準用 ・身体的拘束等の禁止 等	・省令と同じ ・省令と同じ
	参酌	・設備基準	・居室、静養室、浴室、洗面設備、便所、医務室、食堂および機能訓練室 ・居室の定員 1人（必要と認められる場合2人） ・消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品	・省令と同じ ・必要と認められる場合は2人、プライバシーに配慮し、個室転換が容易な場合は2人以上4人以下とできることとする ・省令と同じ
		・運営に関する基準等	・地域密着型施設サービス計画の作成 等	・省令と同じ

区分	主な項目	主な内容		
		省令	区の考え方	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）	従う	・従業者に係る基準 および当該従業者の員数	・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護と同じ ・ユニットリーダー	・省令と同じ
		・設備基準	・居室の床面積 10.65㎡以上、定員2人の場合21.3㎡以上	・省令と同じ
		・利用者の適切な利用、処遇および安全の確保ならびに秘密の保持に密接に関連するもの	・重要事項の説明および同意、その他定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準を一部準用 ・身体的拘束等の禁止 等	・省令と同じ ・省令と同じ
	参酌	・設備基準	・居室、共同生活室、洗面設備、便所、浴室、医務室 ・居室の定員 1人（必要と認められる場合2人） ・ユニットの入居定員 おおむね10人以下 ・消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品	・省令と同じ ・省令と同じ ・12人以下とする ・省令と同じ
		・運営に関する基準等	・地域密着型施設サービス計画の作成 等	・省令と同じ

区分	主な項目	主な内容		
		省令	区の考え方	
複合型サービス	従う	・従業者に係る基準 および当該従業者の員数	・従業者、保健師または看護師、看護職員、介護支援専門員、管理者、代表者	・省令と同じ
		・設備基準	・宿泊室 ・宿泊室床面積 7.43㎡以上 (病院または診療所にあつては6.4㎡以上)	・省令と同じ ・省令と同じ
		・利用者の適切な利用、処遇および安全の確保ならびに秘密の保持に密接に関連するもの	・重要事項の説明および同意、その他定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準を一部準用 ・身体的拘束等の禁止 等	・省令と同じ ・省令と同じ
	標準	・登録定員および利用定員	・登録定員 25人以下 ・利用定員 通いサービス 登録定員の1/2から15人まで 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の1/3から9人まで	・省令と同じ ・省令と同じ
		参酌	・設備基準	・居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の災害に際して必要な設備、その他必要な設備、備品 等
	・運営に関する基準等		・複合型サービス計画の作成 等	・省令と同じ

「(仮称)練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準条例(素案)」の概要

1 条例制定の趣旨・経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)」が平成23年5月2日に、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)」が同年6月22日に公布されたことにより、介護保険法が改正されたほか、関連する法令についても改正が行われました。

これらの改正により、従来、国において定められていた指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定ならびに事業における人員、設備および運営に関する基準ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、区の条例で定めることとされました。これを受け、区として新たにこれらの基準について条例を制定します

条例制定に当たっては、「従うべき基準」(厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの)、「参酌すべき基準」(厚生労働省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、区ではこれに応じながら厚生労働省令の基準に即して策定することとします。

2 対象とするサービス

本条例が対象とするサービスは、「介護予防認知症対応型通所介護」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」です。

3 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)
- (2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)
- (3) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)

4 区の考え方

(1) 「従うべき基準」

必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

ア 従業者に係る基準およびその員数

イ 居室の床面積

- ウ 介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- エ 利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇および安全の確保ならびに秘密の保持に密接に関連するもの
- オ 申請者の法人格の有無
省令および施行規則で定める基準どおりとします。

(2)「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

ア 指定地域密着型介護予防サービスの事業（介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型通所介護を除く）に係る利用定員

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業に係る共同生活住居（ユニット）の定員の基準

省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、省令で定める基準どおりとします。

ウ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数の基準

練馬区では、既に国の通知に基づき、共同生活住居の数を3まで認めています。これを踏まえ、省令で定める「1又は2」を区の基準では「3以下」とします。

(3)「参酌すべき基準」

地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

(1)および(2)以外の基準

省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、省令で定める基準どおりとします。

【主な基準】

項目	条項の概要	基準	条例内容
1 総則	指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則	参酌	省令と同じ
2 申請者の法人格の有無に係る基準	指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の基準	従う	施行規則と同じ

3 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準				
区分	主な項目	主な内容		
		省令	区の考え方	
介護予防認知症対応型通所介護	従う	・従業者に係る基準 および当該従業者の員数	・生活相談員、看護職員または介護職員、機能訓練指導員、管理者	・省令と同じ
		・利用定員	・単独型 1日12人以下、共用型 1日3人以下	・省令と同じ
		・利用者の適切な利用、処遇および安全の確保ならびに秘密の保持に密接に関連するもの	・重要事項の説明および同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応	・省令と同じ
	参酌	・設備基準	・食堂および機能訓練室（3㎡に利用定員を乗じた面積以上）、静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他必要な設備、備品 等	・省令と同じ ・省令と同じ
		・運営に関する基準等	・介護予防認知症対応型通所介護計画の作成 等	・省令と同じ

区分	主な項目	主な内容		
		厚生労働省令	区の考え方	
介護予防小規模多機能型居宅介護	従う	・従業者に係る基準 および当該従業者の員数	・介護従業者、看護師または准看護師、介護支援専門員、管理者、代表者	・省令と同じ
		・登録定員および利用定員	・登録定員 25人以下 ・利用定員 通いサービス 登録定員の1/2から15人（サテライト型にあっては、12人）まで 宿泊サービス 通いサービス定員の1/3から9人（サテライト型にあっては、6人）まで	・省令と同じ ・省令と同じ
		・設備基準	・宿泊室 ・宿泊室の床面積 7.43㎡以上	・省令と同じ ・省令と同じ
		・利用者の適切な利用、処遇および安全の確保ならびに秘密の保持に密接に関連するもの	・重要事項の説明および同意、その他介護予防認知症対応型通所介護の基準を一部準用 ・身体的拘束等の禁止 等	・省令と同じ ・省令と同じ
	参酌	・設備基準	・居間および食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他必要な設備、備品等	・省令と同じ
		・運営に関する基準等	・介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成 等	・省令と同じ

区分	主な項目	主な内容		
		厚生労働省令	区の考え方	
介護予防認知症対応型共同生活介護	従う	・従業者に係る基準 および当該従業者 の員数	・介護従業者、計画作成担当者、介 護支援専門員、管理者、代表者	・省令と同じ
		・設備基準	・居室 ・居室の床面積 7.43㎡以上	・省令と同じ ・省令と同じ
		・利用者の適切な利 用、処遇および安全 の確保ならびに秘 密の保持に密接に 関連するもの	・重要事項の説明および同意、その 他介護予防認知症対応型通所介護の 基準を一部準用 ・身体的拘束等の禁止 等	・省令と同じ ・省令と同じ
	標準	・設備基準	・共同生活住居(ユニット)の数 1 または2 ・共同生活住居の入居定員 5人 以上9人以下	・3以下とす る ・省令と同じ
	参酌	・設備基準	・居間、食堂、台所、浴室、消火設 備その他の非常災害に際して必要な 設備、その他必要な設備 ・居室の定員 1人(必要と認めら れる場合2人) 等	・省令と同じ ・省令と同じ
		・運営に関する基準 等	・介護予防認知症対応型共同生活介 護計画の作成 等	・省令と同じ